

## 瀬戸市就学援助費支給事務取扱要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、学校教育法（昭和22年法律第26号及び改正平成19年法律第96号）第19条の規定に基づき、経済的な理由によって就学が困難な児童又は生徒（以下「児童生徒」という。）の保護者に対し、必要な援助を与えることにより義務教育の円滑な実施に資するため、瀬戸市が行う援助（以下「就学援助」という。）について必要な事項を定めるものとする。

### (援助対象者)

第2条 就学援助の支給対象者となる者は、瀬戸市に住所を有し、瀬戸市立の小学校又は中学校に在学する児童生徒の保護者（学校教育法第16条及び17条第1項、第2項に規定する保護者をいう。以下同じ。）で、次のいずれかに該当する者から瀬戸市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が認定する。

(1) 生活保護法（昭和25年法律第144号）第6条第2項に規定する要保護者（以下「要保護者」という。）

(2) 次のいずれかに該当し、かつ、要保護者に準ずる程度に困窮していると教育委員会が認めた者（以下「準要保護者」という。）

① 前年度又は当該年度において、次のいずれかの措置を受けた者

ア 生活保護法に基づく保護の停止又は廃止

イ 瀬戸市市税条例（昭和40年条例第6号。以下「市税条例」という。）第10条の2に基づく市民税の非課税

ウ 市税条例第31条に基づく市民税の減免

エ 愛知県県税条例（昭和25年条例第24号）第42条の40に基づく個人の事業税の減免

オ 市税条例第41条に基づく固定資産税の減免

カ 国民年金法（昭和34年法律第141号）第89条及び第90条に基づく国民年金の掛金の減免

キ 瀬戸市国民健康保険条例（昭和36年条例第1号）第21条に基づく国民健康保険料の減免

ク 児童扶養手当法（昭和36年法律238号）第4条に基づく児童扶養手当の支給

ケ 世帯更正貸付補助金による貸付け

② ①以外の者で、次のいずれかに該当する者

ア 保護者が失業対策事業適格者手帳を有する日雇労働者又は職業安定所登録日雇労働者

イ 保護者の職業が不安定で、生活状態が悪いと認められる者

ウ PTA会費、学級費等の学校納付金の減免が行われている者

エ 学校納付金の納付状態の悪い者、昼食、被服等が悪い者又は学用品、通学用品等に不自由している者等で保護者の生活状態が極めて悪いと認められる者

オ 経済的理由で欠席日数が多い者

カ その他、経済的に困窮していると教育委員会が認める者

(援助費目及び支給額)

第3条 要保護者及び準要保護者として認定された者に対する就学援助は、次に掲げる費目について行うものとする。

(1) 学用品費等

児童生徒の所持に係る物品で、各教科及び特別活動の学習に必要とされる学用品（実験、実習材料を含む。）又は児童生徒が通常必要とする通学用品（通学用靴、雨靴、雨がさ、上履き、帽子等）の購入費

(2) 校外活動費（宿泊を伴わないもの）

児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴わないものに参加するために直接必要な交通費及び見学科料等

(3) 校外活動費（宿泊を伴うもの）

児童生徒が、学校外に教育の場を求めて行われる学校行事としての活動のうち、宿泊を伴うものに参加するために直接必要な交通費及び見学科料等

(4) 体育実技用具費

小学校又は中学校の体育の授業に必要とする用具費

柔道・剣道・スキー・スケート（小学校は、スキー・スケートを除く）

(5) 通学費

児童生徒が最も経済的な通常の経路及び方法により通学する場合の交通費

(6) 修学旅行費

修学旅行に直接必要な交通費、宿泊費、見学科料等並びに修学旅行に参加した児童生徒の保護者が修学旅行に要する経費として均一に負担すべきこととなる記念写真代、医療品代、旅行傷害保険料、添乗員経費、荷物輸送代、しおり代、通信費及び旅行取扱料金

(7) 新入学児童生徒学用品費

新たに入学する児童生徒が通常必要とする学用品、通学用品（ランドセル、カバン、通学用服、通学用靴、雨靴、雨傘、上履き、帽子等）の購入費

(8) 医療費

学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号）第8条に定める疾病の治療に要する経費で保護者が負担することとなる額

(9) 学校給食費

児童生徒が受けた給食で、保護者が負担することとなる額

2 生活保護法第13条の規定による教育扶助受給者には、前項(6)の費目以外については支給しない。

3 就学援助の支給額は、第1項に規定する費目について、予算の範囲内で毎年度教育委員会が定めるものとする。

(援助の申請)

第4条 就学援助を受けようとする保護者は、毎年度、「就学援助費受給申請書兼世帯票」（第1号様式）

以下「申請書兼世帯票」という。)に証明書類等を添えて、教育委員会又は学校長に提出するものとする。なお、学校長に提出のあった場合、申請書兼世帯票2部を速やかに教育委員会に提出するものとする。

2 申請書の提出期間は、次の各号の区分に応じて定める期間とする。

- (1) 就学援助を受けている保護者が、翌年度において引き続き就学援助の受給を申請する場合、当該年度の2月1日から3月末日まで
- (2) 小学校へ入学し、新たに就学援助の受給を申請する場合、当該年度の4月末日まで
- (3) 転入学又は災害等の事由により年度の途中において受給を申請する場合、当該年度の1月末日まで

(認定)

第5条 教育委員会は、前条に定める申請があったときは、申請書兼世帯票を審査し、3月末日までに認定を終了するものとする。ただし、前条第2項第3号に規定する申請があった場合は、その都度速やかに認定等を行うものとする。

2 前項の認定の際は、教育委員会は必要に応じ学校長の意見、民生委員や福祉事務所の長の所見を総合的に審査し、前項に定める期日までに認定を行うものとする。

(認定の通知)

第6条 教育委員会は、認定終了後、申請書兼世帯票の1部を認定台帳として教育委員会に保管し、1部を学校長に送付してその結果を通知する。

2 教育委員会は、要保護及び準要保護児童生徒の個人ごとの支給額(実費を給与するものについては、確定までの予定額)を決定したのち「就学援助費支給計画通知書」(第3号様式。以下「支給計画書」という。)を作成し、これを当該要保護及び準要保護児童生徒の通学する学校長に通知するとともに、保護者に対し当該保護者に係る児童生徒が就学援助を受けることとなったことを速やかに連絡する。

(認定の取消)

第7条 教育委員会は、年度途中において転出又は死亡等により援助を必要としなくなった場合、認定した児童生徒の保護者の家庭状況が好転した場合及び虚偽の申請による認定があった場合は、年度の途中であっても認定を取り消すものとし、その旨を申請書兼世帯票に記載し整理するものとする。

(就学援助費の支給方法)

第8条 援助費の支給は、教育委員会が適切な方法により、金銭又は現物で直接支給対象者に対して行うものとする。ただし、保護者が希望するときは、保護者の委任により学校長を経て保護者に支給することができる。

2 前項に規定する保護者に係る学校納付金について、未納がある場合は就学援助費から当該金額を充当することができる。

(就学援助費の支給時期)

第9条 援助費の支給時期は、次によるものとする。

- (1) 学用品費等  
1学期分7月、2学期分12月、3学期分3月
- (2) 校外活動費(泊を伴うもの)  
1学期実施7月、2学期実施12月、3学期実施3月
- (3) 校外活動費(泊を伴わないもの)  
1, 2, 3学期実施3月
- (4) 新入学児童生徒学用品費  
5月
- (5) 修学旅行費  
1学期実施7月、2学期実施12月
- (6) 通学費  
1学期分7月、2学期分12月、3学期分3月
- (7) 学校給食費  
1学期分7月、2学期分12月、3学期分3月
- (8) 医療費  
1, 2学期分12月、3学期分3月

(援助の返還)

第10条 就学援助の給付は、返還を要しない。ただし、特別の事由があるときは、この限りでない。

(補助機関)

第11条 支給事務について、教育委員会が学校長を補助機関とする場合は、教育委員会及び学校長は次の事務を行うものとする。

- (1) 学校長は、教育委員会が作成した支給計画書に基づき援助費を支給する。
- (2) 学校長は、「就学援助費個人支給明細書」(第4号様式。以下「支給明細書」という。)を作成し、支給の都度整理する。
- (3) 学校長は、支給事務が終了したときは、支給明細書及び証拠書類等を教育委員会へ提出し、その確認を受ける。
- (4) 教育委員会は、支給事務の適正な執行を図るため、学校長が行う支給事務について検査を行う。

(証拠書類の整備)

第12条 教育委員会は、保護者又は業者の請求書、受領書(ただし、医療費にあつては医療機関等の請求書及び受領書)及び支給明細書を他の関係書類とともに整理保存する。

(その他)

第13条 この要綱の実施に必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この要綱は、平成6年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成8年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成15年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年2月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

平成 年 月 日

瀬戸市教育委員会 殿

就学援助を受けたいので申請します。なお、申請書の記載事項について、住民基本台帳の確認、並びに審査に伴う課税状況、児童扶養手当の受給状態等の所要の調査に同意します。

また、学校諸費の滞納が判明したときは、学校長経由に変更することに同意し、変更後の援助費の請求・受領・返納に関する一切の権限を学校長に委任します。

住所 瀬戸市 \_\_\_\_\_

電話 \_\_\_\_\_

保護者氏名 \_\_\_\_\_ 印

就学援助希望児童生徒

学 校 名	学 年	児 童 生 徒 氏 名	生 年 月 日	保 護 者 と の 続 柄

上記の児童生徒以外の同居者（生計を共にする者）

続柄	氏 名	生 年 月 日	勤務先・学校・園名等	課税確認欄	住宅形態
本人					1 持 家 2 借 家 3 社 宅 4 公営住宅  ○で囲んでください。

就学援助費の受領先（希望の番号を○で囲んでください）

- 前年度と同じ口座（口座変更なし）
- 新規・口座変更（新規又は変更がある場合は下記に記入してください）

金融機関	銀行・農協 信用金庫	店	支店番号
フリガナ			
口座名義人			
普通・当座	口座番号		

- 学校長口座（請求・受領の権限を学校長に委任する。）

申請理由（該当する番号に○をつけてください）

- 生活保護を受けています。
- 生活保護の廃止又は停止を受けています。（ 年 月 日廃止・中止）
- 市民税が非課税又は減免されています。
- 個人事業税又は固定資産税が減免されています。（ 税）
- 国民年金の掛金が減免となっています。
- 国民健康保険料が減免されています。
- 児童扶養手当が支給されています。
- 生活福祉資金の貸付を受けています。
- その他の理由で経済状態が悪く、学校集金等の支払いに困っています。  
（同居者で所得のある者全員の所得額がわかる書類及び理由を別紙申立書に具体的にご記入ください。）

前年度はこの就学援助を受けていましたか？ はい ・ いいえ

注意：虚偽の申請による認定があった場合は、年度の途中であっても認定を取り消します。

認定（学校及び教育委員会記入欄）

瀬戸市教育委員会 殿	平成 年 月 日
上記の者を就学援助を必要とする児童生徒として報告します。	
瀬戸市立 小学校長 印	瀬戸市立 中学校長 印
民生委員所見（氏名）	教育委員会の認定の事由
上記の者を 要保護 児童生徒として認定 しません。 準要保護 します。	
平成 年 月 日	
瀬戸市教育委員会 印	

※記載いただいた個人情報は、就学援助以外の目的での使用や、第三者に譲渡することはありません。